主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。(原審の認定した当事者双方の事情を比較考量すれば、本件解約申入について正当事由があるものと認めることはできないとした原審の判断は相当である。また所論は憲法二九条違反を云々するが、その実質は要するに、原審のなした借家法一条ノ二の解釈適用を争うに帰着し、違憲の主張と認め難い。)

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善	太	郎